

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 4 年 8 月 2 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒 005-8612 札幌市南区真駒内幸町 2 丁目 2 - 1
札幌市南区市民部総務企画課庶務係 電話 011-582-4705 (FAX011-582-5469)
メールアドレス : minami.shomu@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 借受物品及び数量

南区役所自営構内電話交換機等 一式

(2) 借受物品の仕様等

仕様書による。

(3) 納入期限

令和 4 年 9 月 30 日

(4) 借受期間

令和 4 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで (84 カ月)

ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の減額又は削除があった場合には、契約を解除することがある。

(5) 借入場所

札幌市南区役所及び南区民センター（札幌市南区真駒内幸町 2 丁目）

(6) 入札方法

一式の月額（1 月当たりの賃貸借料金）で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 札幌市競争入札参加資格者参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所、問い合わせ先及び入札書の提出場所

上記1に同じ。

また、契約条項及び入札説明書は札幌市南区のホームページからダウンロードできる。

(2) 入札書の提出方法

上記1に掲げる場所に送付又は持参により提出すること。

(3) 入札書の受領期限

令和4年8月9日（火） 10時00分（送付の場合は必着のこと）

(4) 開札の日時及び場所

令和4年8月9日（火） 10時30分

南区役所3階 中会議室（札幌市南区真駒内幸町2丁目2-1）

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した入札、札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札、札幌市競争入札参加者心得（平成15年9月10日管財部長決裁）に反する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 最低制限価格の設定 無

(6) 落札者の決定方法

落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。